

地方分権改革推進委員会の第3次勧告について

本日、地方分権改革推進委員会が、第3次勧告を取りまとめられた。

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」に関しては、この間、膨大な条項を対象に精力的な審議、検討を重ねられ、昨年12月の第2次勧告、本年6月の中間報告を経て、本日の勧告に至ったことを、高く評価したい。

この見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で必要不可欠であり、第二期地方分権改革の大きな柱の一つとなるものである。

政府においては、地域主権の確立を政権の基本方針とする鳩山総理の強い政治的リーダーシップの下、累次の勧告で示されたすべての条項について、義務付け・枠付けの廃止または地方の裁量を拡充する見直しを行い、早期に法制化することを強く求める。

また、地方自治体における行政委員会の見直し等「地方自治関係法制の見直し」についても、勧告に沿った対応が行われるべきである。

さらに、「国と地方の協議の場」については、協議すべき事項や協議に参画する構成員、協議が整った事項についてその実現性・実効性を担保するための仕組み等について具体的に検討を進め、国と地方が対等の立場で議論できる体制を法制化することが不可欠である。この観点からも、過日、地方六団体として要請したとおり、できる限り速やかに事実上の協議を開始することが重要であり、政府としての対応を強く求めるものである。

平成21年10月7日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会长	金子 万寿夫
全国市長会会长	森 民 夫
全国市議会議長会会长	五本 幸正
全国町村会会长	山本 文 男
全国町村議会議長会会长	野 村 弘